

岩手県告示第 336 号

母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 12 条の規定により、指定養育医療機関が業務を休止する旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 10 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定養育医療機関の名称	所在地	診療科名	休止年月日
盛岡市立病院	盛岡市本宮字小屋敷 15 番地 1	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、糖尿病代謝科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科、精神科、歯科	平成 19 年 4 月 1 日